

保険・年金・税

保 険

保険料算定のための所得申告書と減免申請書を送付

所得申告書を送付してください

市の国民健康保険被保険者・介護保険被保険者(1号)・後期高齢者医療被保険者がいる世帯で、所得税や住民税の申告のない世帯に、所得申告書を送ります。所得の有無にかかわらず、同封の返信用封筒で返送してください。保険料は、前年の所得に基づいて決定され、所得が一定以下の世帯には、保険料の軽減制度があります。

保険料の減額・減免には毎年申請が必要です

昨年度、国民健康保険料の特別減免と介護保険料の減免を申請し承認された人に、令和5年度の申請書を送ります。対象となる人は同封の返信用封筒で返送してください。

保険料の未納に注意を

国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療の保険料が未納の場合、延滞金を加算し、督促状や催告書を発送します。特別な理由がなくその後も滞納が続く場合は▽有効期間の短い保険証の交付▽医療費がいったん全額自己負担となる資格証明書の交付▽介護保険給付の制限▽差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

なお、災害や倒産など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、早めに相談してください。

問 保険相談課 ☎6858・2306

交通事故などの保険診療は届け出を

交通事故などで第三者から傷害を受け、国民健康保険を使って治療を受ける場合、必ず事前に保険給付課へ届け出てください。治療費は原則、加害者(保険会社ほか)が負担します。ので、届け出により市が一時的に立て替えて支払い、後日加害者に請求します。

問 同課 ☎6858・2308



新型コロナウイルス感染症の傷病手当金を終了します

国民健康保険・後期高齢者医療制

度の被保険者で、給与の支払いを受けている人が、同感染症による療養で給与などの全部または一部の支払いを受けられなかった場合に支給する傷病手当金を、5月7日(日)で終了します。申込期間は支給対象日から2年間です。



問 保険給付課 ☎6152・5123

税

課税明細書は確定申告・登記申請資料に使えます

5月初旬に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に同明細書を同封しています。所得税など事業用経費の確定申告や不動産の登記申請資料として利用できますので、大切に保管してください。

問 固定資産税課 ☎6858・2150

給与所得者は市・府民税の特別徴収税額の確認を

市・府民税の特別徴収税額決定通知書を、勤務先を通じて5月中に送ります。また、住宅借入金等特別税額控除や、ふるさと納税などの寄付金税額控除の適用を受ける人も、同

通知書で控除額などを確認してください。

なお、3月16日以降に申告された確定申告により税額の変更があり、内容が反映されていない場合は別途通知します。

問 市民税課 ☎6858・2131

今月の市税納期限

固定資産税・都市計画税第1期分、軽自動車税(種別割)全期分の納期限(口座振替の振替日)は、5月31日(水)です。

問 固定資産税課 ☎6858・2150、軽自動車税は市民税課 ☎6858・2153

市税口座振替新規申し込みキャンペーン

時5月1日(月)～7月31日(月)(市・府民税は8月31日(木)まで) 内市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付に、新たに口座振替の申し込みをした人にマチカネポイントを進呈(1税目当たり100ポイント) 申取扱金融機関で口座振替申し込み後、市HP 問 税務管理課 ☎6858・2170

